

東大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>1～13 (略)</p> <p>14 契約内容等</p> <p>市長は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 入居者募集等</p> <p>一～二 (略)</p> <p><u>三 契約に際して、障がい者であること及び感染症に罹患していること等を理由に不当な入居拒否を行わないこと。</u></p> <p><u>四 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。</u></p> <p><u>イ 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合に</u></p> | <p>1～13 (略)</p> <p>14 契約内容等</p> <p>市長は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 入居者募集等</p> <p>一～二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

は、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の
個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといっ
た、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を
与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上
記のような手数料の設定に応じないこと。

また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用
料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居
希望者の紹介を求めないこと。

ロ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提
供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やそ
の対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把
握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社
団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢
者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団
体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出
公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業
者を選定することが望ましいこと。

15、16 (略)

附 則

(中略)

附 則

1 この指針は、令和3年7月1日から施行する。

2 この指針の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、指針9の(2)の一の口の規定の適用については、この規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」とする。また、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設ける。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、指針10の(5)及び10の(7)の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、指針11の(4)の口の規定の適用については、この規定中「開催する」とあるのは「開催するよう努める」とし、11の(4)のハの規定の適用については、「整備すること」とあるのは「整備するよう努めること」とする。

15、16 (略)

附 則

(中略)

附 則

1 この指針は、令和3年7月1日から施行する。

2 この指針の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、指針9の(2)の一の口の規定の適用については、この規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」とする。また、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設ける。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、指針10の(5)及び10の(7)の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、指針11の(4)の口の規定の適用については、この規定中「開催する」とあるのは「開催するよう努める」とし、11の(4)のハの規定の適用については、「整備すること」とあるのは「整備するよう努めること」とする。

附 則

(中略)

附 則

この指針は、令和6年12月6日から施行する。

附 則

(中略)

(新設)